

(制定の主旨)

第1条 一般社団法人日本口腔衛生学会指導医制度規則（以下「規則」という）の施行にあたって、規則に定めた事項のほかは一般社団法人日本口腔衛生学会指導医制度施行細則にしたがって運営する。

(指導医認定部会)

第2条 指導医認定部会（以下「部会」という）の委員は指導医であり、保健活動領域と臨床領域を考慮して、歯科大学関係者、歯科保健行政関係者、歯科診療所関係者等から若干名を委嘱する。

2. 委員の任期は2年とし、再任を認める。

第3条 部会は、半数以上の委員の出席で会議を開催する。

2. 部会の議事は、規則で定めるほかは部会長を除く出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(指導医認定単位の算定)

第4条 規則第6条(2)に定める会員の有無及び会員歴は、会費の納入年度をもって把握する。

第5条 規則第6条(3)に定める専門医の有無及び専門医歴は、日本口腔衛生学会に登録された専門医名簿をもって把握する。

第6条 規則第6条(4)から(6)に定める単位数の算定は、申請年度の4月1日より起算して過去5年間のものとし、指導医必須単位としては以下のとおりとする。

(1) 予防歯科臨床または歯科公衆衛生活動に関する経験を10単位以上とする。

a. 歯科大学・歯学部病院の相応しい診療科を担当する教授またはそれに準ずる者（准教授）は、機関における専門性の証明により10単位とする。

b. 歯科大学・歯学部の相応しい講座の教授またはそれに準ずる者（准教授）、あるいは国立保健医療科学院の部長またはそれに準ずる者（副部長）等、部会が適格と認めた者は、機関における専門性の証明により10単位とする。

c. 上記のaとb以外の指導医は、それぞれ患者集団への介入事例分析報告、または、歯科公衆衛生に関する活動事例報告を1事例につき5単位、2事例以上の詳細な説明資料を要する。

(2) 一般社団法人日本口腔衛生学会認定研修会への参加を2回以上の20単位以上、一般社団法人日本口腔衛生学会学術大会への参加を2回以上の10単位以上とする。

(3) 規則第6条(6)に関し、口腔衛生学会雑誌または口腔衛生学会雑誌と同等レベル以上の学術雑誌への研究論文、症例報告等の発表を以下の区分に従い15単位以上を必須とする。うち、口腔衛生学会雑誌への予防歯科臨床または歯科公衆衛生活動に関連の深い研究論文、症例報告等を1編以上含むものとする。

a. 筆頭著者または責任著者 1論文(報告)ごとに10単位(1編以上必須)。

b. 他の著者 1論文(報告)ごとに5単位。

(4) 一般社団法人日本口腔衛生学会（一般社団法人日本口腔衛生学会関連の学会や研究会など（旧・地方会）を含む）における予防歯科臨床または歯科公衆衛生活動に関連の深い研究、活動事例報告等の一般発表5単位を3回以上の15単位以上とする。

2. このほか、指導医として必要な単位については、一般社団法人日本口腔衛生学会認定医制度施行細則第5条から第6条に定めるとおりとするが、申請年度の4月1日より起算して過去5年間の経験による単位とする。

(申請書類)

第7条 認定申請書類のうち様式を定めるものは、それぞれの様式に従う。

2. 規則第6条(6)に該当する論文等は、別刷あるいは写しを1部添付する。

(指導医認定審査等)

第8条 規則第8条に定める審査は、少なくとも年1回行う。審査の期日・場所等は開催日より30日以上前に本人に宛てて文書で通知する。

2. 規則第8条第2項に定める試験審査は、部会の複数の委員によって行う。

第9条 認定の審査は、部会の委員全員で行う。

2. 審査の結果は、理事会に報告し承諾を得、結果決定後30日以内に本人に宛てて文書で通知する。

第10条 審査の結果、指導医と認められた者は、規則第9条に定める手続きを結果決定後3か月以内に行う。正当な理由がなく3か月以内に行われない場合は、認定を取り消す。

(指導医認定等にかかる費用)

第 11 条 規則第 9 条、第 12 条及び第 17 条に定める費用は、以下のとおりとする。

- (1) 認定審査料 1 回 11,000 円
- (2) 認定登録料 (認定証発行を含む) 初回登録時のみ 21,000 円
- (3) 認定更新料 (認定証発行を含む) 1 回 21,000 円
- (4) 研修機関登録料 (認定証発行を含む) 初回登録時のみ 11,000 円
- (5) 研修機関更新料 (認定証発行を含む) 1 回 11,000 円

2. 紛失・記載事項変更等により認定証再発行を希望する場合は、認定証再発行料 2,000 円を添えて申請書とともに学会理事長あてに申し込むものとする。

(指導医による研修機関での指導)

第 12 条 指導医は認定医並びに専門医の資格を得ようとする者、ならびに、指導を求める認定医並びに専門医に対し、規則第 17 条に定める認定研修機関において、一般社団法人日本口腔衛生学会認定医指導育成指針並びに日本口腔衛生学会専門医研修プログラム基準に基づき指導に努めなければならない。なお、認定医資格または専門医資格を得ようとする者には、指導医による指導・研修を必要とするが、必ずしも認定研修機関への近接性が得られないことを鑑み、遠隔の指導・研修を認めるものとする。

(その他)

第 13 条 本施行細則の改廃は、理事会にて議決し、社員総会、会員総会に報告する。

附 則

- 1 本施行細則は、平成 16 年 9 月 18 日から施行する。
- 2 規則の施行にあたり、規則附則第 2 条に定める暫定措置は、本施行細則にも適用する。
- 3 暫定措置期間の申請については、第 6 条の(2)に定める認定医研修会への参加が 2 回の者であっても指導医の申請ができ、部会で審査するものとする。
- 4 本施行細則は、平成 21 年 10 月 10 日から施行する。
- 5 本施行細則は、平成 23 年 5 月 21 日から施行する。
- 6 本施行細則は、平成 24 年 5 月 26 日から施行する。
- 7 本施行細則は、平成 25 年 5 月 16 日から施行する。
- 8 本施行細則は、平成 26 年 5 月 30 日から施行する。
- 9 本施行細則は、平成 28 年 5 月 29 日から施行する。第 11 条で定める費用については平成 29 年 4 月 1 日より適用とする。
- 10 本施行細則は、令和 3 年 5 月 27 日から施行する。規則附則第 9 条に定める暫定措置は、本施行細則にも適用する。
- 11 本施行細則は、令和 4 年 5 月 13 日から施行する。